



## ～企業と学校等との連携（体験の機会の場）～

企業や個人の所有する土地や建物を環境学習に利用する「体験の機会の場」認定制度があります。この制度を利用することにより、省資源・省エネ、リサイクル、再生可能エネルギー利用、自然環境保全などの企業活動は人間の経済活動と環境との関係を理解するための環境学習プログラムに変わります。

また、環境に配慮した工場、環境分野の事業所などが公的に認められた環境学習の場に変わります。一定の要件を満たし知事の認定を受けた場所で社員が学校の児童・生徒や地域住民に対して環境学習を実施します。

認定を受けた企業は社会的な信用度が向上し、社員教育にもつながり、県は認定申請や認定後のPR、学校等とのコーディネートなどを支援します。



「体験の機会の場」に認定された企業での環境学習の様子

### 認定等の仕組み

